

○地域密着型特別養護老人ホーム竹光園運営規程

(サテライト型事業所)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竹水会が運営する地域密着型特別養護老人ホーム竹光園（以下「事業所」という。）が行う地域密着型介護老人福祉施設サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を図るために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「入所者」という。）に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 従業者は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 施設の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 地域密着型特別養護老人ホーム竹光園
- (2) 所在地 福島県南相馬市原町区長野字南原52番

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長）1名（他事業所兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名（他事業所兼務）
入所者の日常生活についての相談、援助、およびこれらの計画の企画立案を行う。また、入退所に関する業務を行う。
- (3) 介護職員 10名以上（常勤換算）
入所者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
- (4) 看護職員 1名以上（他事業所と兼務）
入所者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名（看護職員と兼務）

入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。

- (6) 介護支援専門員 1名（他事業所兼務）

施設サービス計画の作成、進行管理および評価を行う。

- (7) 栄養士 1名（他事業所兼務）

給食献立の作成、入所者の栄養指導を行う。

- (8) 医師（嘱託） 1名（他事業所兼務）

入所者の診察、健康管理および保健衛生指導を行う。

（利用定員）

第5条 施設の入所者の定員は、29名とする。

- 2 入所者の生活の場となるユニットは2ユニットとし、それぞれの定員は15名、14名とする。

（施設サービスの内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴及び清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 通院サービス
- (8) 入所者又はその家族に対する相談、助言等の援助
- (9) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

（利用料等）

第7条 地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該地域密着型介護老人福祉施設サービス費が法定代理受領サービスであるときは、所得に応じ介護報酬告示上の額の負担割合の額とする。

- 2 保険料の滞納等により保険給付金が直接、当事業所に支払われない場合には、厚生労働省が別途定める金額を頂きます。後日、必要な手続きにより償還払い（払い戻し）を受けることができます。

- 3 前項に定めるもののほか、入所者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 理美容代 実費

(2) 滞在費 別紙のとおり

(3) 食事費 別紙のとおり

(4) その他地域密着型介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められる費用。

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で入所者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第8条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと。
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になる事をしないこと。
- (4) 健康状態に異常がある場合には、速やかにその旨申し出ること。
- (5) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (6) その他、「重要事項説明書」記載の事項を守ること。

(緊急時における対応)

第9条 従業者は、地位密着型介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第10条 従業者は、地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人及び家族の同意を得て、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、理由を記録しなければならない。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

①身体拘束廃止のための委員会（身体拘束廃止・虐待防止委員会）を定期的（3ヵ月1回）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②身体拘束廃止のための指針の整備

③身体拘束を防止するための定期的な研修と記録を徹底する。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定めるものとする。

2 施設は、定期的に防災設備等の点検、避難、救出その他必要な訓練（夜間又は夜間想定訓練を含む）を行うものとする。

（個人情報保護）

第12条 事業所は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た入所者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入所者又はその代理人の了解を得るものとする。

（感染症対策・衛生管理等）

第13条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

①施設内における感染症予防体制推進のために、感染症対策委員会を設置する。

②感染症対策のための指針、マニュアルを整備する。

③感染症対策委員会を定期的開催する。（月1回）

④職員への研修と訓練を年2回以上行い、記録を徹底する。

（事故発生時の対応）

第14条 事業所は、提供したサービスにおいて事故が発生した場合には、市町村、居宅介護支援事業所及び利用者の家族又は身元引受人等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービス提供により発生した事故の状況や講じた措置については正確に記録し保管するものとする。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なうものとする。
- 4 事故発生防止のため又は再発防止のため、次に定める措置を講じるものとする。
 - ①事故発生防止委員会を設置する。
 - ②事故発生防止のための指針、マニュアルを整備する。
 - ③事故発生防止委員会を定期的に開催する。(月1回)
 - ④職員への研修と記録を徹底する。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止・虐待防止委員会）を定期的に（3ヵ月1回）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ②虐待防止のための指針の整備
 - ③虐待を防止するための定期的な研修と記録を徹底する。
 - ④虐待防止の責任者を管理者（施設長）とする。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画に関する事項)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

- 第17条 事業所は、その提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速、適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

とする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告するものとする。

5 事業所は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）

第18条 ハラスメント指針を整備し、事業所におけるハラスメント対策の推進を行う。

（協力病院等）

第19条 事業所は、入所者の希望又は施設医又は嘱託医の診断に基づき、診療や入院治療を受けることができる医療機関として、入院治療を必要とする入所者様のために協力病院を定める。又、協力歯科医療機関を定める。

（掲示）

第20条 事業所は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（地域との連携）

第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（運営推進会議）

第22条 地域密着型特別養護老人ホームが、地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2カ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、入所者、入所者家族等、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有するもので構成する。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第23条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録は、その整備の日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|--------|------|
| ①採用時研修 | その都度 |
| ②継続研修 | 年2回 |

- 2 従業員は業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。また、研修(実習生)等の受入時にも守秘義務に関し説明し誓約書等の提出の措置を講じるものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

別紙

費用区分	費用の額
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 880円 第2段階認定者 日額 880円 第3段階認定者 日額 1,370円
滞在に要する費用	第4段階認定者 日額 2,066円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300円 第2段階認定者 日額 390円 第3段階認定者① 日額 650円 第3段階認定者② 日額 1,360円
食事の提供に要する費用	第4段階認定者 日額 1,445円